

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 8 日

事 業 主
健康保険事務担当者 殿

出版健康保険組合

各種届出等への事業主等押印の廃止について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和 2 年 1 2 月 2 5 日に公布され、事業主等の押印が不要になりました。

つきましては、押印が不要となる届出等について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業主印が不要となる届出

健康保険被保険者資格取得届
健康保険被保険者資格喪失届
健康保険被保険者月額算定基礎届
健康保険被保険者月額変更届
健康保険被保険者賞与支払届
健康保険被保険者氏名変更届

2. 医師の印が不要となる申請書

移送費支給申請書
傷病手当金支給申請書
出産手当金申請書
健康保険特定疾病療養受給証交付申請書

※2.にかかると申請書の被保険者印・事業主印・受領代理人印も併せて廃止します。

※上記届出等は、社会保険労務士の提出代行印も不要となります。

押印が不要となる取り扱いは、紙媒体による届出等にかかるものであり、電子申請においては、引き続き電子証明書や社会保険労務士の提出代行に関する証明書の添付が必要となります。

新様式の届出等は、現在準備中（紙媒体の印刷およびホームページ掲載）ですが、当分の間、現在使用している届出等を継続して使用できますので、印の記載があっても押印無しでご提出ください（押印があっても差し支えありません）。

担当：業務部適用課 03-3292-5005

給付課 03-3292-5006

大阪支部 06-6944-4300